

## 農地法第3条許可申請に必要な書類

申請書は、申請者が農業委員会事務局に提出していただきます。  
申請書には次の書類を添付することになっています。

### 《必須書類》

1. 農地法第3条の規定による許可申請書・・・・・・・・・・・・・1部  
(申請者本人が来られる場合は認め印を持参して下さい。)  
(申請者本人が来られない場合は申請者の印鑑証明の印を持参して下さい。)
2. 許可申請書別添・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部
3. 賃貸借契約書等の写し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部  
(所有権移転の場合は不要)
4. 申請しようとする土地の全部事項証明書・・・・・・・・・・・・・1部  
(賃借権設定等の場合は登記事項要約書でも可とします。)

(全部事項証明書、登記事項要約書は法務局で交付申請して下さい。)

※筆ごとに手数料がかかります。

### 《場合により必要になる書類》

1. 印鑑証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1通  
(申請者本人が来られない場合)
2. 住民票・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1通  
(申請者の住所が町外の場合)
3. 耕作証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1通  
(譲受人、借人の住所が町外の場合)
4. 委任状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1通  
(行政書士等に申請を委任する場合)
5. その他参考書類(例：新規就農の場合における営農計画書など)

(申請内容により必要書類が変わってきますので、随時ご相談下さい。)  
(農業生産法人、一般法人が農地の権利を取得する場合は別途ご相談下さい。)

#### 【お問い合わせ先】

三種町農業委員会事務局

〒018-2304

山本郡三種町鶴川字岩谷子8番地

TEL 0185-85-4832

FAX 0185-85-4844